

福岡型ワーケーション交通費助成金支給要綱

(公財) 福岡観光コンベンションビューロー

第1章 通則

(公財) 福岡観光コンベンションビューロー (以下「財団」という) が実施する福岡型ワーケーション推進事業 (以下「本事業」という) において、福岡市内でワーケーションを実施するグループに対する交通費助成金の支給については、この支給要綱に定めるところによる。

第2章 目的

この支給要綱は、コロナ禍により、テレワーク等による働き方の多様化が急速に進み、旅行先で仕事をしつつ余暇を楽しむ新しい旅行スタイルとして「ワーケーション」が注目される中、ビジネス環境の良さや都市機能と自然が近接したコンパクトシティの魅力を活かした都市型ワーケーションの推進に向け、企業・団体等のグループによるワーケーション旅行の需要喚起を図ることを目的とする。

第3章 助成対象者

助成対象者は、福岡市内において1泊以上の宿泊を伴うワーケーションを実施する4人以上のグループまたは福岡市内において1泊以上の宿泊を伴うワーケーション旅行商品を販売する旅行取扱事業者で、申請区分を別表1に掲げるとおりとする。

第4章 助成対象事業

助成金の支給を受けられることができる事業 (以下「助成対象事業」という。) 及び助成金の支給対象となる経費 (以下「助成金対象経費」) 等は、別表2に掲げるとおりとする。

第5章 助成対象期間

助成対象となる期間 (以下「助成金対象期間」という。) は、令和4年7月12日から令和5年2月28日までの期間とする。

第6章 助成金額

助成金の額は、本事業の予算の範囲内で1グループにつき3万円を上限とする。

第7章 助成金の支給申請

支給申請期間は、令和4年7月12日から令和5年3月10日までの期間とする。

2 助成対象者は、助成金の支給申請にあたっては、財団に対し、別表3に掲げる書類

を提出しなければならない。

- 3 財団は、前項に規定する書類に不備があると認められる場合は、助成金対象者に対して、期限を定めて当該書類の是正、補正又は追加書類の提出を求めることができる。

第 8 章 助成金の審査

財団は、第 7 章第 2 項に掲げる申請内容を審査し、助成金の支給又は不支給の決定を行い、申請者に様式第 5 号又は第 6 号により通知するものとする。

ただし、当該申請内容に更正の必要が認められるときは、当該更正を適用した後の助成金対象経費に基づく助成金の支給決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 財団は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の不支給を決定するものとする。
 - (1)偽りその他不正な手段によって助成金の支給決定を受けようとしたとき。
 - (2)公序良俗に反する行為があると認められるとき。
 - (3)日本の法令に違反したとき。
 - (4)前各号に掲げるもののほか、助成金の支給が不相当と財団が認めるとき。
- 3 前項各号の規定は、助成金の支給決定後においても適用があるものとし、その場合、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

第 9 章 適用除外

財団は、助成金の申請者(以下「申請者」という。)が福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納しているときは、この支給要綱に定める他の規定に関わらず、助成金を支給しないものとする。

- 2 財団は、福岡市暴力団排除条例の規定を準用し、本章第 4 項に規定する排除措置を講じるものとし、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この支給要綱に定める他の規定に関わらず、助成金を支給しないものとする。
 - (1)暴力団員であること。
 - (2)法人若しくは団体の役員が暴力団員に該当する者であること。
 - (3)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すること。
- 3 財団は、申請者が前各項の不支給事由に該当するときは、助成金の支給を決定することができない。また、助成金の支給後に前各項のいずれかに該当することが明らかになったときには、支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 4 財団は、暴力団の排除に関して福岡県警察へ照会・確認を行うため、申請者(法人若しくは団体であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

第 10 章 情報の利用

財団は、申請者に係る情報について、当該申請者に対し同意を得ることにより、助成金の審査に必要な範囲内において利用することができる。

第 11 章 助成金の返還

財団は、第 8 章第 3 項又は第 9 章第 3 項の規定に基づき、助成金の支給決定を取り消したときは、申請者に対して既に支給した助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、財団が助成金の返還を求める場合の加算金の算出については、助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算するものとし、財団が定める納期限までに申請者が返還を行わない場合の督促又は延滞金の算出については、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に準じて行うものとする。
- 3 財団は、申請者に対して助成金の返還を求めるときは、様式第 7 号により返還金額、返還理由及び返還期日を申請者に通知するものとする。

第 12 章 委任

この支給要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は別に定める。

第 13 章 その他

(1) 施行期日

この支給要綱は、令和 4 年 7 月 12 日から施行する。

(2) 有効期間

この支給要綱の有効期間は、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

別表 1

申請区分	申請区分の概要
企業・団体	同一企業・団体の社員等のみで構成され、企業・団体の名義で助成金を申請するグループ
個人グループ	企業・団体等を問わず、任意のメンバーで構成され、個人名義で助成金を申請するグループ
旅行取扱事業者	福岡市内において 1 泊以上の宿泊を伴うワーケーション旅行商品を販売する旅行取扱事業者

別表 2

助成対象事業	助成金対象経費
福岡型ワーケーション交通費助成金	福岡市内において 4 人以上のグループでワーケーションを実施する場合の、福岡市内を出発地とする交通サービスの利用に係る経費 <助成対象の交通サービス> タクシー、レンタカー、貸切バス、カーシェア、渡船（市営渡船、うみなかライン）

別表 3

申請区分	提出書類
企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡型ワーケーション交通費助成金支給申請書（様式第 1 号） ・ 誓約書（様式第 2 号） ・ 役員名簿（様式第 3 号） ・ 福岡市内宿泊を証明する書類 ・ ワーク実施に関する書類 ・ 利用交通機関を証明する書類 ・ 請求書 兼 口座振込依頼書（様式第 4 号）
個人グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡型ワーケーション交通費助成金支給申請書（様式第 1 号） ・ 誓約書（様式第 2 号） ・ 福岡市内宿泊を証明する書類 ・ ワーク実施に関する書類 ・ 利用交通機関を証明する書類 ・ 請求書 兼 口座振込依頼書（様式第 4 号） ・ 振込口座の通帳の写し
旅行取扱事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡型ワーケーション交通費助成金支給申請書（様式第 1 号） ・ 誓約書（様式第 2 号） ・ 役員名簿（様式第 3 号） ・ ツアーの最終行程 ・ ツアーに含まれる交通機関の利用料金が客観的に証明できる書類 ・ 請求書 兼 口座振込依頼書（様式第 4 号）